

大分市優良建設工事表彰ロゴマーク使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大分市優良建設工事表彰に関する要綱（昭和55年11月11日告示）に基づき、表彰を受けた被表彰者が表彰を受けたことを自らアピールできるよう、大分市優良建設工事表彰ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(高崎山自然動物園キャラクターデザイン利用等要領との関係)

第2条 ロゴマークの使用に当たり、高崎山自然動物園キャラクターデザイン利用等要領（令和4年4月1日施行。以下「高崎山キャラクター要領」という。）の趣旨を遵守することを条件に、本要領に定める手続を行った場合、高崎山キャラクター要領に定める手続は不要とする。

(デザイン)

第3条 ロゴマークのデザインは別図のとおりとする。

(使用申請)

第4条 ロゴマークを使用できる者は、大分市優良建設工事表彰の被表彰者とする。

2 ロゴマークを使用しようとする被表彰者（以下「申請者」という。）は、大分市優良建設工事表彰ロゴマーク使用申請書（様式第1号）に使用方法等を確認できる資料を添付し、市長に提出しなければならない。

3 申請者が使用申請を行うことのできる期間は、大分市優良建設工事表彰を受けた日の属する年度（以下「表彰年度」という。）の7月1日から翌年度の6月30日までの間又は表彰年度の翌年度の7月1日から翌々年度の6月30日までの間とする。

(使用承認)

第5条 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、その内容が高崎山キャラクター要領第4条各号に該当する場合を除きロゴマークの使用を承認し、大分市優良建設工事表彰ロゴマーク使用承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長はロゴマークの使用方法等について条件を付すことができる。

(使用期間)

第6条 表彰年度の7月1日から翌年度の6月30日までの間に使用申請を行った場合にロゴマークを使用できる期間は、前条の規定により使用承認を受けた日から表彰年度の翌年度の6月30日までとする。

2 表彰年度の翌年度の7月1日から翌々年度の6月30日までの間に使用申請を行った場合にロゴマークを使用できる期間は、前条の規定により使用承認を受けた日から表彰年度の翌々年度の6月30日までとする。

3 第1項に定める使用期間の満了後において再度ロゴマークを使用しようとする場合は、第4条第2項に定める使用申請を行い、前条に定める市長の使用承認を得なければならない。この場合において、ロゴマークを使用できる期間は表彰年度の翌々年度の6月30日までとする。

4 第2項に定める使用期間の満了後及び前項に定める再度の使用期間の満了後に、さらに使用申請を行うことはできない。

(遵守事項)

第7条 ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークは承認された内容により使用し、市長の付した条件に従うこと。
- (2) ロゴマークのデザインを改変しないこと。
- (3) ロゴマークの使用承認に係る権利を第三者に譲渡、転貸又は継承しないこと。
- (4) ロゴマークを自己の商標や意匠として登録しないこと。

2 ロゴマークの使用は、使用者自身の広報に限定し、自社の製品や販促用の無償配布物等に表示しないこと。

(使用承認の取消)

第8条 市長は、ロゴマークについて、本要領に違反した使用や不適切な使用が認められたときは、使用承認を取り消し、使用者に対しロゴマークの使用中止等の必要な指示を行うことができる。この場合において、使用者は直ちにその指示に従わなければならない。

2 使用承認の取消は、大分市優良建設工事表彰ロゴマーク使用承認取消通知書（様式第3号）により行うものとする。

3 市長は、第1項の規定に基づく使用承認の取消等により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用料)

第9条 ロゴマークの使用料は無料とする。

(経費等の負担)

第10条 ロゴマークの使用に必要な経費等は使用者が負担するものとする。

(損失補償等の責任)

第11条 市は、使用承認に起因し使用者に生じた損失等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴマークの使用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(事務)

第12条 本要領に関する事務は、大分市総務部契約監理課が行う。

附 則

この要領は、令和7年6月13日から施行する。